

銚田市告示第68号

令和2年度銚田市移住定住促進助成金交要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

銚田市長 岸田 一夫

令和2年度銚田市移住定住促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の定住人口の増加、人口流出の抑制を図るとともに、活力に満ちた元気なまちづくりの推進と地域経済の活性化に資するため、本市内に新たに住宅を取得する者に対し、銚田市移住定住助成金(以下、「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 住宅の新築又は購入をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する居室並びに専用の台所、浴室、便所及び玄関を有するものをいう。
- (3) 専用住宅 専ら人の居住の用に供する住宅をいう。
- (4) 併用住宅 同一建物に居住部分と店舗、事務所、賃貸等の部分が併存しているものをいう。
- (5) 中古住宅 過去に人の居住の用に供されたことのある住宅をいう。
- (6) 市外転入世帯 助成金の交付対象者が、令和2年4月1日以降に転入し、かつ転入日から起算して過去1年間、本市の住民基本台帳に記載されていない世帯をいう。
- (7) 市内定住世帯 前号に掲げる市外転入世帯以外の世帯をいう。
- (8) 子ども 16歳未満の子(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(養子を含む))をいう。
- (9) 子育て世帯 申請日において子どもを持つ世帯であり、本市の住民基本台帳において交付対象者と同一の世帯をいう。
- (10) 三世帯同居等 申請日において子育て世帯に該当する世帯で、交付対象者の親世帯(父母・義父母)が、本市の住民基本台帳において、同一世帯又は同一地番にある住宅に居住しているもの、若しくは同一敷地等にある住宅に居住しているものをいう。
- (11) 市空家バンクに登録された住宅 銚田市空家バンク制度に登録された住宅をいう。

(対象住宅)

第3条 助成金の対象住宅は、本市内に定住することを目的として取得した次に掲げる要件を満たす住宅とする。ただし、別荘、賃貸住宅、増築、贈与又は相続により取得した住宅は対象外とする。

- (1) 居住の用に供する部分の延べ床面積が 50 平方メートル以上の専用住宅又は併用住宅
- (2) 取得費用が 5,000,000 円以上である住宅
- (3) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、住宅を取得し建物の所有権又は移転の登記が完了した住宅又は中古住宅
(助成金の交付対象者)

第 4 条 助成金の交付対象者は、前条に規定する対象住宅を取得し、当該住宅に居住している者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 取得した住宅の所有者であること。
- (2) 交付対象者が令和 2 年 4 月 1 日現在で、40 歳未満であること。
- (3) 対象住宅への居住者においては、対象住宅の所在地に住民登録をしていること。
- (4) 銚田市移住定住促進助成金交付決定日から、5 年以上定住する意思を有していること。
- (5) 対象住宅への居住者においては、市税等の滞納がないこと。

(助成金の額等)

第 5 条 助成金の額は、次表の左欄に掲げる助成対象項目ごとに同表右欄に掲げる額とし、助成対象者が該当するものの額を合算した額を交付するものとするが、助成金の額は 50 万円を限度とする。

助成対象項目	助成金の額
住宅取得助成金	市外転入世帯 20 万円 市内定住世帯 10 万円
子育て助成金	世帯に属する 16 歳未満の子ども 1 人につき 5 万円 (但し、15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者(養子を含む)をいう。)
三世代同居等助成金	子育て世帯に該当する交付対象者の父母が住民基本台帳上、同一世帯又は同一地番にある住宅に居住、若しくは同一敷地等にある住宅に居住している場合 10 万円
銚田市空家バンク登録物件助成金	市空家バンクに登録された住宅を取得した場合 10 万円

(助成金の交付申請)

第 6 条 対象者は、前条に規定する助成金を受けようとするときは、銚田市移住定住促進助成金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて令和 3 年 3 月 31 日までに、市長に提出しなければならない。なお、申請に係る対象住宅が共有名義(当該所有権の登記名義人となるものが 2 人以上である場合をいう。)である場合は、当該共有名義に係る共有者のうち 1 人を代表とし、銚田市移住定住促進助成金に係る共有名義者同意書(様式第 3 号)により当該代表者が他の共有者の同意を得た上で申請するものとする。

- (1) 対象住宅に居住する者全員の住民票(発行日から 1 月以内のもの)
- (2) 対象住宅に居住する者全員の市税及び税外収入金の納付状況の調査を認める同意書(様式第 2 号)
- (3) 銚田市移住定住促進助成金に係る共有名義者同意書(共有名義である場合)(様式第

3号)

(4) 誓約書(様式第4号)

(5) 対象住宅に係る登記事項証明書(令和2年度内に発行されたもの)、又は銚田市移住定住促進助成金に係る登記申請申出書(様式第5号)

(6) 対象住宅に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し

(7) 居住面積が分かる書類(建築平面図等)(併用住宅のみ)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付申請は、1住宅につき1人限りとする。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項の規定により当該助成金の交付を決定した場合にあっては、市長はその額についても併せて決定するものとし、また適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付又は不交付を決定したときは、銚田市移住定住促進助成金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第8条 前条第3項の規定による交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、助成金の交付を受けようとするときは、交付決定日の日から20日以内に銚田市移住定住促進助成金交付請求書(以下、「請求書」という。)(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消す場合は、銚田市移住定住促進助成金交付決定取消通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、当該助成金の全部又は一部について、次により助成金の返還を請求するものとする。

(1) 決定通知後1年未満の転出 全額

(2) 決定通知後1年以上2年未満の転出 5分の4

(3) 決定通知後2年以上3年未満の転出 5分の3

(4) 決定通知後3年以上4年未満の転出 5分の2

(5) 決定通知後4年以上5年未満の転出 5分の1

(6) 虚偽の申請によるとき 全額

2 市長は、第1項の規定により助成金の返還を命ずる場合は、銚田市移住定住促進助成金返還命令書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この告示は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。